

## ツキノワグマ出没注意報・出没警報の発出基準

6月の子連れグマや親離れグマの出没、8月の山の食べ物不足による出没、9～10月の堅果類凶作時の出没等、里地（人の生活圏）への出没状況を的確に把握し、県民等に注意喚起することで人身被害の発生を未然に防止するため、圏域ごとに注意報、警報を発出する。

### 【注意報】（次のいずれかが該当した場合に発出）

（人身被害の発生）

- ・里地での人身被害の発生

（里地への出没の増加・平常年との比較）

- ・里地での目撃件数が月単位で平常年の1.5倍以上

（里地への出没の増加・前週との比較）

- ・里地での目撃件数が前週の1.5倍以上

### 【警 報】（次のうち複数項目が該当した場合に発出）

（人身被害の発生）

- ・里地での人身被害の発生

（里地への出没の増加・平常年との比較）

- ・里地での目撃件数が月単位で平常年の2倍以上

（里地への出没の増加・前週との比較）

- ・里地での目撃件数が前週の2倍以上

（里地への出没の増加・実数で判断）

- ・里地での目撃件数が月単位で、区域面積（100 km<sup>2</sup>）当たり3件以上の目撃

※上記を基準に、出没や被害状況を総合的に勘案し、専門家の知見を得て決定する。

※上記の基準のほか、専門家等が発出を必要と認めた場合も、他の専門家との協議の上発出を決定することができる。